

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書 2025 年 4 月以降の比較指標について

本制度は法改正（2025 年 3 月末）により、適用期限が 2 年延長されました。
2025 年 4 月 1 日以降は下記の通り新しい比較指標項目となりましたのでご案内いたします。

1. 比較指標について（2025 年 4 月 1 日～）

2025 年 3 月末まで①生産効率、②精度、③エネルギー効率、④その他としていた比較指標（以下、旧指標と呼ぶ）が、2025 年 4 月 1 日以降は下記の 3 つの比較指標に変更となります。

（中小企業庁資料抜粋）

- (1) 「単位時間当たり生産量」**（例）時間当たり掘削量（m³/h）、時間当たり生成量（個/h） 等
- (2) 「歩留まり率」**（例）完成品数/投入原料数、良品数/完成品数 等
- (3) 「投入コスト削減率」**（例）必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率 等

※ 投入コストは当該設備の製作に係る費用（金銭）という意味ではなく、それ以外の時間や原料の量など、当該設備を利用して物等を生成するために必要となる要素を意味しています。

2. 過去に承認を得た設備の申請に関して

過去に旧指標で証明書が発行されている設備に関して、同じ設備であっても 2025 年 4 月 1 日以降は、新指標で生産性 1%向上に合致しているかの再審査が必要となります。

（様式 1）証明書、（様式 2）チェックリストはそれぞれ新しい様式にて作成していただく必要がございますが、可能な限り、旧指標で承認を得た「比較指標の内容」と「指標数値」を新様式に当てはめて申請をお願い致します。

<例>

○過去に旧指標で承認を得た内容

⇒「1. 生産効率（溶接速度の向上）」 [一代前モデル]200 mm/分 [当該モデル]400 mm/分

○新指標での申請内容

⇒「1. 単位時間当たり生産量（溶接速度の向上）」 [一代前モデル]200 mm/分 [当該モデル]400 mm/分

※旧指標で「④その他」を選択している場合は、新指標の(1)～(3)のいずれかにあてはめるか、新たに比較指標を設定していただく必要がございます。

※消費電力量の削減等は「(3)投入コスト削減率」に該当します。

※団体会員限定で承っている事前申請（ユーザ決定前の申請）につきましても、新指標にて再申請が必要です。

※この度の比較指標の変更に伴い、過去に承認を得た設備の証明書発行については、従来よりお時間を頂く場合がございます。何卒ご了承ください。

以上